

## 処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 農林水産部 水産課

法令名	佐賀県漁業調整規則	法令番号	昭和 45 年佐賀県規則第 38 号				
手続名	無許可船舶に対する停泊命令	根拠条項	第 50 条				
処 分 基 準	<p>知事は、合理的に判断して船舶が当該漁業の許可を受けないで、当該漁業に使用された事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。</p> <p>（停泊命令の要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶が知事許可漁業の許可を受けてないこと。</li> <li>・ その漁業に船舶が使用された事実があること。</li> <li>・ 漁業取締り上必要があること。</li> </ul> <p>1 停泊命令の期間 当該船舶の停泊期間は、40日を超えないものとする。</p> <p>2 停泊命令の時期 停泊命令の時期は、聴聞が終わった日から1か月以内とする。</p> <p>3 停泊港 停泊命令にかかる停泊港は、原則として当該船舶の主たる根拠地とする。</p> <p>4 悪質な違反行為の場合の処分 漁業監督吏員に対し悪質な抵抗をした場合は、所定の日数を付加する。</p>						
対応 区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次	14